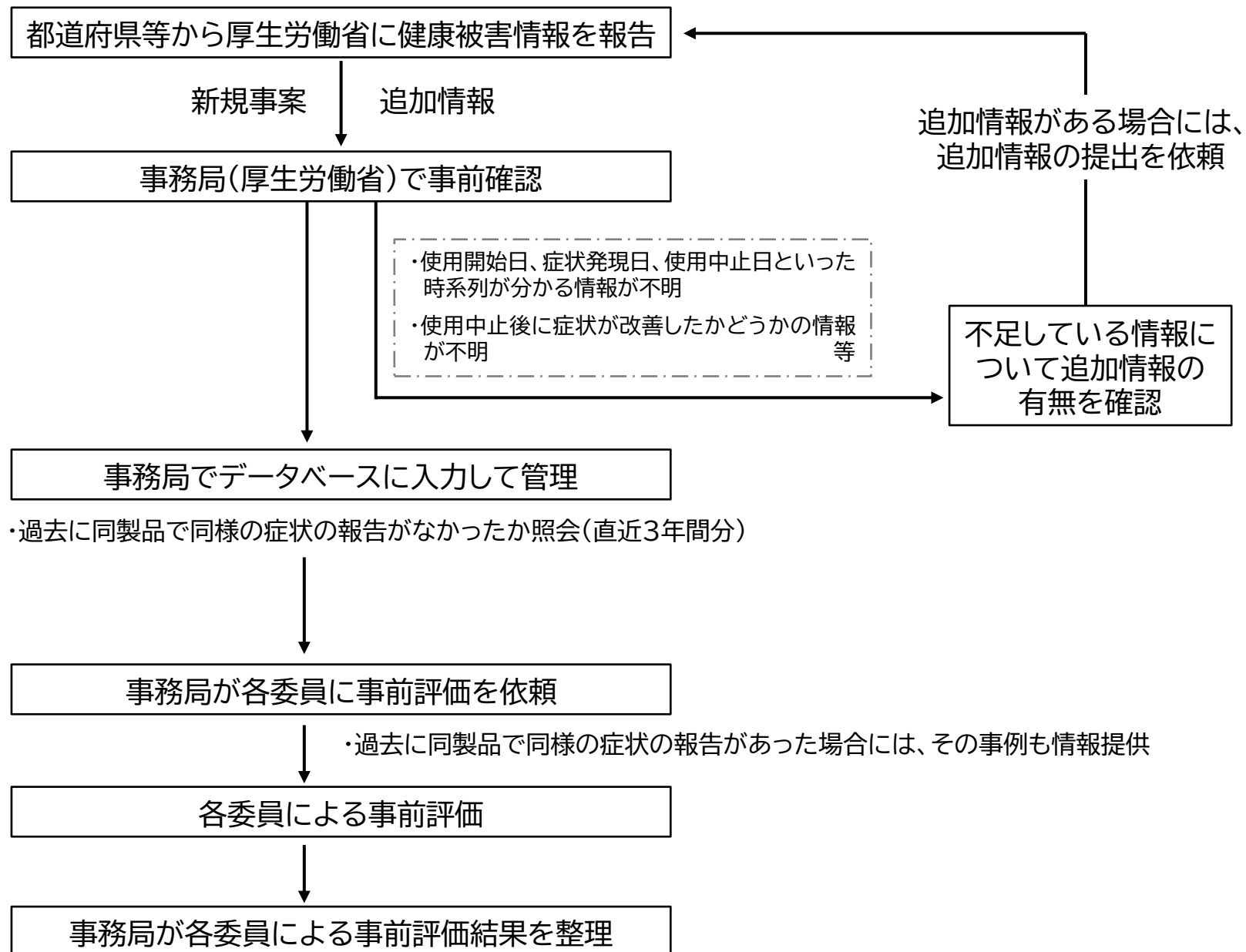


機能性表示食品等の健康被害の情報提供に係る検討の流れ

厚生労働省 健康・生活衛生局
食品監視安全課 食品健康被害情報管理室
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

①小委員会前の対応



②小委員会での検討

食品衛生法上の措置の要否について、小委員会の場合での検討

・過去に同製品で同様の症状の報告があった場合には、その事例も含めて検討

関連性を判断するには
追加情報が必要

追加情報が
得られた場合

保留とし、
引き続き情報
収集を行う

「関連性が疑われる」と評価した事例

「関連性がおそらく無い」と評価した事例

措置が必要

措置は不要

措置が必要と判断された場合、食品衛生監視部会等においてさらに議論・検討

<短期的対応の例>

- ・注意喚起・改善指導(運用上の対応)、
- ・流通防止措置(法第6条違反による法第59条の適用)、
- など

<中・長期的対応の例>

- ・基準策定(法第13条)、
- ・販売禁止措置(法第6条、法第7条)、
- ・指定成分措置(法第8条)、
- など

(対応終了)

※新たな情報が得られた場合は再検討